



税のお知らせ

◎市税等口座振替推進キャンペーン

市税等の口座振替を新たにお申し込みいただいた人に、「おむらんちゃんクリアファイル」をプレゼントしています。

口座振替が可能な税目【担当課】

- ・市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)【税務課】
- ・後期高齢者医療保険料(普通徴収)

【国保けんこう課】

- ・介護保険料(普通徴収)【長寿介護課】
- ・利用者負担額(保育料)【こども政策課】

住宅使用料【建築課】

- ・上下水道料、下水道事業受益者負担金【上下水道局料金センター】

申込方法 担当課窓口でお申し込み

いただくとその場で進呈します。

- ・従来どおりの申請書で申し込み
- ・キャッシュカードでの「ペイジー口座振替受付サービス」

口座振替が可能な金融機関

- (※)親和銀行、(※)十八銀行、長崎銀行、長崎県央農業協同組合、九州労働金庫、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、西海みずき信用組合、(※)ゆうちょ銀行

(※)ペイジーでの申し込みができます。

■収納課(内線118)

◎税は納期内に納めましょう

納期一覧表	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期			3期		4期		
固定資産税・都市計画税	1期			2期			3期		4期			
軽自動車税		全期										
国保税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納期限	5/1	5/31	7/2	7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/28	1/31	2/28	4/1

※バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストアで納付できますが、取扱期限を過ぎると納付できません。

■税務課(内線125)

4月からごみの出し方が変わります

①ペットボトルはラベルをはがして、ラベルとキャップは「プラスチック製容器包装類」に出してください

「ペットボトル」はラベルをはがし、軽くすすいで、できるだけつぶして出してください。ラベルとキャップは、「プラスチック製容器包装類」として出してください。

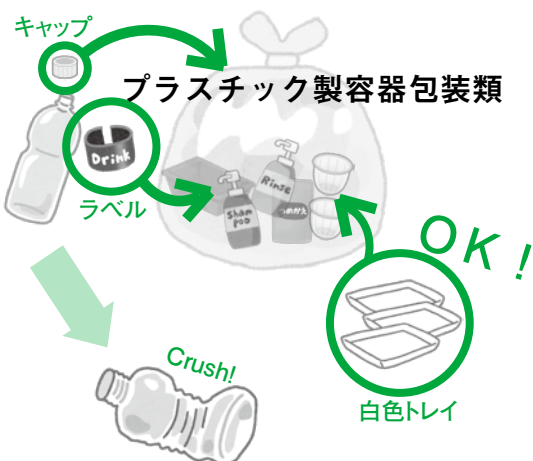
②白色トレイ・その他の容器類は分けて出せます

「白色トレイ」とその他の容器類(プラスチック容器・玉子ケース・レジ袋・ポリ袋など)は分けなくても構いません。「プラスチック製容器包装類」として同じ袋に入れて、今までどおり燃やさないごみの日に出してください。

③「ペットボトル」が報奨金支給の対象品目になります

町内会や子ども会などの集団回収活動に対し、報奨金(4円/kg)を交付しています。対象品目は、新聞・雑誌・チラシ・ダンボール・衣類・古布などですが、新たに「ペットボトル」を追加します。

※回収した対象品は、大村市の「集団回収登録業者」へ引き渡してください。品目別に、複数の「集団回収登録業者」へ引き渡しても構いません。



ご協力をお願いします



■環境センター ☎093-3100

不妊症・不育症 治療費助成制度

市では、次の治療費の一部を助成します。

- ① 特定不妊治療費
- ② 不育症治療費

助成金額

① 県の助成に上乘せし、治療内容により、1回2万5千円または5万円を限度に助成します。

※平成29年4月以降に治療を開始した人は、初回申請に限り、25万円を限度に助成します。

② 1治療期間ごとの2分の1以内とし、1年度につき30万円を限度に助成します。

対象者

- ・夫または妻のどちらかが1年以上前から大村市に住所を有し、かつ引き続き在住している人
 - ・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満
 - ・市税の滞納がない人
 - ・①は、県が実施する特定不妊治療費補助金の交付を受け、治療費が県の助成額を超過している人が条件
- ※詳しくは、お問い合わせください。

■子ども家庭課 ☎549100

町内会に加入しましょう

市や町内会長会連合会は、市民の皆さんがお互いに協力し合い、住みよいまちにするため、町内会への加入を推進しています。よりよい地域づくりのため、ぜひご加入ください。

◎町内会の主な活動

- ・資源物の回収や清掃活動
- ・地域の親睦を深めるイベントの開催
- ・防犯灯の管理や防犯パトロール
- ・災害に備えた、自主防災訓練や連絡網の整備など

※町内会への加入は、各地区町内会へ

■地域げんき課(内線185)

2020年度から市立小・中学校が三学期制になります

大村市教育委員会では、大村市立小・中学校の学期制について、次のとおり決定しました。

2020年度から、全校一斉に三学期制へ移行します。

※2019年度までは、現行の「二学期制」です。

■学校教育課(内線367)

転入・転出の届け出など住民センターでも受け付けています

4月は、転入、転出などで、市役所の窓口は大変混み合います。お近くの住民センターもご利用ください。

◎住民センターでできること

- ・各種証明書交付(※)
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明、戸籍(全部事項証明・個人事項証明・附票)など
- ・住民異動届(※)
- ・転入・転出・転居届など(一部受け付けできないものがあります)

(※)運転免許証などで本人確認を行っています。ご協力ください。

- ・国民健康保険・国民年金異動届
- ・資格取得・喪失に関する届
- ・市税や上下水道使用料の料金収納

■市民課(内線100)

松原幼稚園を休園します

市立松原幼稚園は、在園児数が一定数に満たないため、4月から休園します。

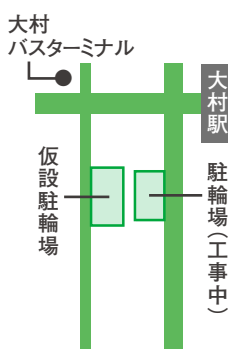


■子ども政策課 ☎549100

仮設駐輪場をご利用ください

現在、市駐輪場のリニューアル工事を行っています。工事期間中は、仮設駐輪場(旧市立図書館跡地)をご利用ください。

工事期間 6月22日まで



■安全対策課(内線214)

市野球場リニューアルオープン

日本スポーツ振興センターからスポーツ振興くじ(Toto)の助成金を受け、市野球場を改修し、リニューアルオープンしました。

利用開始日 3月24日(土)

利用時間 午前7時～午後10時

※使用料の変更はありません。



■スポーツ振興室(内線187)